



保健師のみなさまへ



あなたの力を必要としている方がいます！

被災者の方の避難の長期化が見込まれる中、健康面を中心とした影響が懸念されています。（生活不活発病、基礎疾患の悪化、アルコール関連問題等）

被災地では、市町村職員として働く保健師が不足しており、被災市町村から職員として勤務する保健師確保の要望が寄せられています。

希望される方が被災地で働いていただけるよう人材確保の枠組みを設けておりますので、裏面をご参照ください。

【業務内容の例】

- ・成人等を対象とした健康維持・増進関係の業務
（健診結果に基づく保健指導、健康相談、予防接種、健診計画の立案・調整・実施など）
- ・母子保健・子育て支援関係の業務（乳幼児健診など）
- ・子ども・思春期支援関係の業務（心のケア、生活習慣改善など）
- ・精神保健福祉関係の業務（自殺予防、アルコール関連問題など）
- ・高齢者関係の業務（介護予防、介護認定など）



【業務内容についてのお問い合わせ先】 復興庁医療福祉班 03-5545-7244

被災自治体における保健師確保の枠組み

新卒者、
OB、
民間企業
等の
保健師
の場合

復興庁職員として市町村駐在

- ・国家公務員非常勤職員の身分 ・勤務条件は復興庁職員のもの
(1年毎の契約。2回まで再採用。1年目:健康保険・厚生年金・雇用保険が適用。
2年目以降:医療保険・年金は内閣府共済組合の被保険者。雇用保険の適用なし。)

※ 参考:復興庁HP

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat9/sub-cat9-3/>

※ 派遣枠組みについてのお問い合わせ先 復興庁地域班 03-5545-7343

被災自治体の任期付職員採用

- ・被災自治体の職員の身分 ・勤務条件は被災自治体ごとに相違

※ 参考:復興庁HP http://www.reconstruction.go.jp/topics/post_109.html

※ 詳細は被災自治体の人事課にお問い合わせください。

地方自治法に基づく派遣 (地方自治法第252条の17)

- ・派遣元・派遣先の両方の身分を有する
- ・勤務条件は基本的に大きな変更なし(同じ地方公務員)

※ 詳細は所属する自治体の人事課にお問い合わせください。

都道府県・
市区町村
勤務の
保健師
の場合

被災自治体